

清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 清瀬市立清瀬小学校及び清瀬市立清瀬第八小学校を統合した新たな学校を開設するにあたり、新校の基本構想及び基本計画等を検討するため、清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育長からの諮問により、新校の開設に向けて次条に定める事項について検討を行い、取りまとめた内容を書面により教育長へ報告するものとする。

(検討事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 新校の基本構想に関すること。
- (2) 新校の基本計画に関すること。
- (3) 将来的に学校に集約する公共施設に関すること。
- (4) その他教育長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 清瀬小学校、清瀬第八小学校及び清瀬中学校 校長
- (3) 清瀬小学校、清瀬第八小学校及び清瀬中学校 保護者代表
- (4) 社会教育委員の代表
- (5) 一般公募による市民
- (6) 教育部教育指導課長
- (7) 教育部教育総務課長
- (8) その他教育長が必要と認める者

2 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に定める教育長への報告の日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第1回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会

- 3 第4条第2項第2号、第6号及び第7号に定める委員がやむえない事情により委員会に出席できないときは、委員の所属する組織が指名する者について委員長が認めた場合には、代理として出席をすることができる。この場合における前項の規定は、出席したのものとして算定するものとする。
- 4 委員会の会議に委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。この場合において、当該委員以外の者はオンライン会議システムにより出席することができる。
- 5 委員会の会議は原則、公開とする。
- 6 教育長は、必要と認めるときは、委員会の会議を教育長及び委員が映像及び音声の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により行うことができる。
- 7 オンライン会議システムにより会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。
- 8 前2項に定めるもののほか、オンライン会議システムの実施に必要な事項は別に定める。

（傍聴）

第7条 傍聴に関する事項は「清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会傍聴規程」により定めるものとする。

（守秘義務）

第8条 委員は、協議の過程で知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、市、教育委員会又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

（訓令の失効）

- 2 この訓令は、第2条に規定する報告をもって失効する。